

町田市一般財団法人に対する助成等に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年(2012年) 2 月 27 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市一般財団法人に対する助成等に関する条例を廃止する条例

町田市一般財団法人に対する助成等に関する条例（平成4年12月町田市条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。